

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月19日（平成27年（行個）諮問第169号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行個）答申第116号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月30日付け東労発総個開第27-169号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

趣旨は、労働者の権利が事実上剥奪されている事に、行政機関へ理解を求めるため。理由は、労働者にとって、あまりに不利益だから。

経緯について、審査請求人は、平成24年2月頃、特定会社（以下「会社」という。）に対する賃金未払いを、特定労働基準監督署に申告した。

しかし、特定労働基準監督署は賃金未払いに対し、「労働基準監督署を通じて支払いを求める方法」と「処罰を求める方法」の2つの方法がある事を、審査請求人に教えなかった。

特定労働基準監督署は勝手に単純に「労働基準監督署を通じて支払いを求める方法」を行い、審査請求人と会社の事実からの争いがあるため、独自に判断する事を一切せず、打ち切りした。

審査請求人は訴訟して証明する以外に方法がなくなった。

そして、審査請求人は民事訴訟を行った。特定裁判所の平成25年の損害賠償請求事件である。

その民事訴訟の判決文には、未払い賃金について、労働時間として認める記述があった。そこで、審査請求人は未払い賃金が存在する事に対し、特定労働基準監督署に対し、告訴した。

ここで、民事訴訟の裁判が経過している最中に刑事事件としての時効が進んでしまい、民事訴訟の判決が出る頃には、刑事事件の一部が時効になってしまった。

明らかに特定労働基準監督署の怠慢によって犯罪事実を見逃してしまったのである。当初の審査請求人の平成24年2月時点での申告に対し、独自に捜査するか、あるいは、「処罰を求める方法」を審査請求人に説明をすべきであった。

この高度なやり取りを、労働者個人一人一人が行うのは余りにも負担が大きい。勤勉で善良な国民であればあるほど、泣き寝入りするような仕組みとも解釈しうる。

この仕組みを放置する事は、審査請求人に対して行われた行為と類似する行為を、この会社のみならず全ての浅ましい悪知恵が働く事業主に、継続して行わせる事に通じる。したがって、事業主と労働者の良好な関係を築くためにも、情報公開は全部公開すべきである。

また、法14条2号ただし書イに該当する。審査請求人は、既に民事訴訟をしており、会社における主犯を既に知っておりそれを裁判所は違法と認定している。

また、法14条3号ただし書に該当する。何故なら民事訴訟の証人尋問において、会社の主犯Aは、労災決定に対し、「うまく労基署のかたに説明が私どもできなくて、こういう結果になった。」などと事実そのものから否定し、事実を証拠によって暴かれると説明が下手だったから、という屁理屈を唱えたからである。

事実に対して、美辞麗句、着色、誇大広告まがいの説明をすればあたかも回避できるなどと今でも受け止めており、全くもって反省していない。

このような会社及びその幹部は、人の生命、健康、生活又は財産を脅かす反社会的集団に他ならず、今後も被害者が現れる事は明らかである。加えて、今回の出来事を踏まえて、会社はさらに用意周到に犯罪事実を隠蔽し、さらに行政機関、その他第三者機関が介入どころか存在そのものを知る事すら出来なくなる恐れがある。

また、法14条5号及び7号イに該当しない。まともに捜査すらしなかった捜査機関の捜査方法などたかが知れているからである。むしろ、どこまで陳腐か開示し、その不透明さを明らかにした方がさらなる強化された捜査手法が確立されるため、公共の安全と秩序の維持になるからである。加えて、捜査機関が刑事事件の時効を喪失する事を知っていな

から、放置するなど言語道断である。

尚、会社は、労災申請に対し、訴訟恫喝し、労災申請を妨害した。その労災申請は労災決定となった。この一連の流れは労災隠しである。民事訴訟においても、会社が勝手に主張する労災申請しない覚書など効果はないと判断している。

(2) 意見書

ア 趣旨及び理由

趣旨は、労働者の権利が事実上剥奪されている事に、行政機関へ理解を求め、監督官庁として事業場の指導を求めるため。

理由は、訴訟において裁判所から違法行為をしたと認定された事業場の手口を公開すべきだから。厚生労働省自身も社名公表の新方針を打ち出している。

また、会社は、民事訴訟の被告として違法行為が断定された。特定裁判所の平成25年1件、平成26年2件、においてである。

本諮問事件「本人の申告に係る申告処理台帳の一部開示決定に関する件」とは、審査請求人が未払い賃金を求めた申告に関するものである。民事訴訟においても、未払い賃金発生時間の存在が認められる。

イ 不開示情報非該当

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

1頁の「完結部分」欄、6頁の「処理経過」欄8行目は、調査の杜撰さを隠蔽している。

事業場が述べたことを鵜呑みにしているだけである。法14条5号及び7号イに該当しない。申告を受けて、敵対する被申告者の意見を聞いているだけである。被申告者が嘘、偽り、書類の改ざんをすれば通ってしまう程度である。

3頁の「処理経過」欄9行目及び10行目、13行目から21行目、4頁の「処理経過」欄全体、5頁の「処理経過」欄1行目から4行目、9行目から14行目、は調査の杜撰さを隠蔽している。会社として労働基準監督署Bは都合の悪い事は黙秘する人間である。訴訟の証人尋問においても、死傷病報告に押印しておきながら、業務起因性を認めない人物である。押印すれば、推認されるにも関わらず、都合の悪い事は黙秘する人物である。当然、労働基準監督署でも曖昧な回答しかしない事も予測しうる。

法14条各号に該当しない。

(イ) 担当官が作成した文書（対象文書2）

持参いただくものを不開示にする理由がない。持参しなければいけないだけである。隠蔽を防ぐためには強制執行すればいいだけである。

あまりにもお粗末である。

法14条各号に該当しない。

(ウ) 監督復命書（対象文書3）

労働者数を不開示にする必要がない。会社HPにも株主総会でも会社自らが開示している事である。

もしその労働者数に相違があればそれこそ虚偽申告しているのである。

労働組合は存在しない。存在しないに関わらず、労働組合について記入欄があれば、それこそ虚偽申告しているのである。

週所定労働時間を不開示にする理由がない。9：30～17：30が週5日が原則である。相違があればそれこそ虚偽申告しているのである。

最も賃金の低い者の額を不開示にする必要がない。最低賃金907円（平成27年時）より上回れば問題ないからである。最低賃金より下回っているなら違法であり、それが不開示なら労働基準監督署の怠慢が判明し、上回っているなら法令遵守しているため不開示に理由がない。

署長判決を不開示にする理由がない。訴訟において裁判官は違法と断定している。未払い賃金発生時間の存在を認めている。行政と司法の相違を修正するためにも開示すべきである。

参考事項・意見を不開示にする理由がない。訴訟において裁判官は違法と断定している。未払い賃金発生時間の存在を認めている。行政と司法の相違を修正するためにも開示すべきである。

面談者職氏名を不開示にする理由がない。BとCである。労働基準監督官自ら聞いた。既に知っている情報を不開示にする理由がない。面談者が労働基準監督署の人間ならば、法14条2号ハに該当するため、開示すべきである。

以上より、法14条各号に該当しない。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

不開示理由がない。違法行為をする事業場の人材確保に理由がない。人材確保される側労働者が事業場をおかした組織でないか検討するためにも開示すべきである。取引関係は事業場の自らの努力によって回復すべきであり、行政機関が違法行為者を助力する理由はない。労働法規は労働者と雇用者の力関係を配置して行使すべきである。

以上により、法14条各号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が平成27年5月31日付け（同年6月4日受付）をもって行った本件対象保有個人情報の開示請求に対する原処分を不服として、平成27年7月12日付け（同月21日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁として考え方

本件審査請求について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして原処分で不開示とした部分については、下記(3)ウに掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2に掲げる文書番号1ないし4の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書8頁）

対象文書の8頁には、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(イ) 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（対象文書48頁ないし161頁、166頁）

対象文書の48頁ないし161頁、166頁には、労働基準監督官の監督指導に際し、被申告事業場から提出を受けた文書であるが、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導し

ているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1の申告処理台帳続紙（2頁ないし6頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、審査請求人以外の特定の個人が識別できるものであることから、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(イ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2の不開示部分には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが生じることとなる。

以上のことから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 監督復命書(対象文書3)

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督におけ

る行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書3の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。

さらに、これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、同条5号並びに7号イに該当するため、不開示とすることが妥当で

ある。

さらに、対象文書3の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

当該文書には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当する

また、当該文書は、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているため、法14条3号ロに該当する。また、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

対象文書1の③及び対象文書3の③は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「事業主と労働者の良好な関係を築くためにも、情報公開は全部開示すべきである。また、法14条2号ただし書イに該当する。審査請求人は、既に民

事訴訟をしており、会社における主犯を既に知っておりそれを裁判所は違法と認定している。また、法14条3号ただし書に該当する。なぜなら民事訴訟の証人尋問において、会社の主犯A氏は、労災決定に対し、「うまく労基署のかたに説明が私どもできなくて、こういう結果になった」など事実そのものから否定し、事実を証拠によって暴かれると説明が下手だったから、という屁理屈を唱えたからである。また、法14条5号及び7号イに該当しない。まともに捜査すらしなかった捜査機関の捜査手法などたかが知れているからである。」等と主張しているが、上記3で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報のうち、原処分で不開示とした部分については、上記(3)ウに掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年10月19日付け厚生労働省発基101019第2号により諮問した平成27年(行個)諮問第169号に係る諮問書理由説明書(上記1。以下「理由説明書」という。)について、不開示情報該当性等について補充して説明する。

- (1) 対象文書の8頁、48頁ないし161頁及び166頁の文書については、審査請求人に係る個人情報は含まれていないのみならず、審査請求人を識別できる情報も含まれていないことから、保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。
- (2) 48頁ないし161頁及び166頁の文書については、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり特定事業場の取引関係や人材確保の面等において、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、特定事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠

蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

そのため、法14条3号イに加え、当該情報全体が同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書のうち、131頁、141頁、146頁、149頁ないし159頁及び161頁の文書には、請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(3) 8頁の文書については、不開示情報に該当しないため、全面開示して差し支えない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月9日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月13日 審議
- ⑤ 平成28年9月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が、平成24年特定月頃、特定労働基準監督署に賃金未払いの件で申告した申告処理台帳一式。(事業場名：特定事業場)ただし、本人が提出した文書は除く。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表1の1欄に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとし、別表2の2欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保

有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性を検討した上で、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、下記の（１）及び（２）の文書に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該文書には審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することのできる情報の記載は認められない。そこで、当該部分の取得又は作成の目的等に照らして、以下検討する。

（１）別表１に掲げる文書２の８頁

当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が特定事業場に宛てた文書（７頁）を封入した郵送用封筒の表面及び裏面の写しである。

当該文書に記録された保有個人情報は、その取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

そして、この場合において、諮問庁は、上記第３の２（３）において、当該文書が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとされた場合、法１４条各号の不開示情報に該当しないと説明している。

したがって、当該文書は開示すべきである。

（２）別表１に掲げる文書４の４８頁ないし１６１頁及び１６６頁

当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が特定事業場から事情を聴取した際に、同事業場から任意に提出された書類（４８頁ないし１６０頁）及び特定労働基準監督署が特定事業場に聴取時に提出を要請していたが同事業場が提出できずに後日同労働基準監督署宛てに郵送した書類の送り状の写し（１６１頁）並びにこれらを封入した郵送用封筒の表面の写し（１６６頁）である。

当該文書に記録された保有個人情報は、その取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。したがって、当該保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

（１）別表２に掲げる文書１（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 文書１の①

(ア) 1 頁の「完結区分」欄

当該不開示部分は、原処分で既に開示されている6頁の「処理経過」欄4行目2文字目ないし7行目の内容から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 6 頁の「処理経過」欄8行目

当該不開示部分には、申告を受けて調査した結果、最終的に当該申告をどう取り扱うかが記載されているが、原処分で既に開示されている同頁の「処理経過」欄4行目2文字目ないし7行目の内容から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 文書1の②

3頁の「処理経過」欄9行目、10行目及び13行目ないし21行目、4頁の「処理経過」欄全体並びに5頁の「処理経過」欄1行目ないし4行目及び9行目ないし14行目

当該不開示部分には、労働基準監督官が被申告事業場から聴取した内容、調査の結果得た情報等が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

7頁の「5. 持参いただくもの」には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。

したがって、当該部分は、上記（1）イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2に掲げる文書3（監督復命書）の不開示部分について

ア 文書3の①

(ア) 9頁の「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者」の各欄

当該各欄の不開示部分は、労働基準監督官が申告監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（1）イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 9頁の「署長判決」欄

当該不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（1）イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 9頁の「参考事項・意見」欄の2行目ないし5行目

当該不開示部分には、労働基準監督官が申告監督を実施したことにより判明した事実、意見等が記載されている。

しかしながら、3行目の12文字目ないし4行目は、原処分で既に開示されている6頁の「処理経過」欄4行目の2文字目ないし7行目の内容から、推認することができるものと認められる。このため、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の長の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、労働基準監督官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関の意思決定の経過等が明らかになるため、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の②

9頁の「面接者職氏名」欄には、面接者の職氏名が記載されており、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表2に掲げる文書4（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）について

当該文書は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督官が特定事業場から事情を聴取した際に、特定事業場から提出された文書である。

これを開示すると、特定事業場を始めとして事業者と労働基準監督機関との信頼関係が失われ、今後労働基準監督機関に対する関係資料の提出等について非協力的となり、監督指導業務の適正な遂行に支障が生じるおそれは否定できない。

したがって、当該文書のうち、10頁ないし47頁、162頁ないし165頁、131頁、141頁、146頁、149頁ないし159頁及び161頁は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、48頁ないし130頁、132頁ないし140頁、142頁ないし145頁、147頁、148頁、160頁及び166頁は、同条7号イに該当し、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 2 担当官が作成又は収集した文書（8頁）	該当する
文書 4 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（48頁ないし161頁及び166頁）	該当する

別表 2

1 対象文書			2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性（法14条）	4 開示すべき部分
番号	文書名	通頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1頁ないし6頁	① 1頁の「完結区分」欄，6頁の「処理経過」欄8行目。	① 5号及び7号イ	全て
			② 3頁の「処理経過」欄9行目及び10行目，13行目ないし21行目，4頁の「処理経過」欄全体，5頁の「処理経過」欄1行目ないし4行目，9行目ないし14行目。	② 2号，3号イ及びロ，5号並びに7号イ	なし
2	担当官が作成又は収集した文書	7頁及び8頁	7頁の「5. 持参いただくもの」欄。	5号及び7号イ	なし
			8頁	保有個人情報非該当	全て

3	監督復命書	9頁	①「労働者数」欄の不開示部分,「労働組合」欄,「週所定労働時間」欄,「最も賃金の低い者」欄,「署長判決」欄,「参考事項・意見」欄2行目ないし5行目。		①3号イ及びロ,5号並びに7号イ	9頁の「参考事項・意見」欄3行目12文字目ないし4行目
			②「面接者職氏名」欄。		②2号	なし
4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	10頁ないし166頁	10頁ないし47頁,162頁ないし165頁の対象文書全体。		2号,3号イ及びロ,5号並びに7号イ	なし
			48頁ないし161頁,166頁	48頁ないし130頁,132頁ないし140頁,142頁ないし145頁,147頁,148頁,160頁及び166頁	保有個人情報非該当	なし
				131頁,141頁,146頁,149頁ないし159頁及び161頁	保有個人情報非該当	なし
				2号,3号イ及びロ,5号並びに7号イ		